

7 消安第 3794 号
令和 7 年 9 月 24 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）について、「けい酸加里肥料」の生産に使用できる原料として、草木及び下水道の終末処理場から生じる汚泥に由来するものの燃焼灰を追加する改正を行うこと。

具体的な内容は別紙のとおり。



普通肥料の公定規格の改正について (概要)

1. 経緯

「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号。以下「公定規格」という。)は、普通肥料の種類ごとに、使用される原料、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等の肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第3条第1項各号に規定する事項についての規格を定めたものである。

公定規格が定められている普通肥料の一つであるけい酸加里肥料^{*}は、「塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したもの」と定義されており、原料として使用されている微粉炭燃焼灰は、微粉炭を燃料とする発電所で発生するものが使用されているところ。

近年、再生可能エネルギーの導入を進める観点から、微粉炭等の化石燃料の一部を草木や下水道の終末処理場から生じる汚泥(以下「下水汚泥」という。)等のバイオマス資源で代替する発電所が増加しており、その際に発生する燃焼灰を微粉炭燃焼灰と同様に肥料の原料として利用したいというニーズが高まっていることから、現行のけい酸加里肥料の公定規格を以下のとおり改正する。

2. 改正の概要

けい酸加里肥料の生産に使用できる原料として、草木及び下水汚泥に由来するものの燃焼灰を追加する。これに伴い、これらの原料を使用して生産する他の肥料と同等の安全性を確保するため、以下のとおり規格を見直すこととする。

(1) 含有を許される有害成分の最大量 (%)

下水汚泥に由来するものの燃焼灰を原料として使用するものについては、同じ原料を使用する汚泥肥料において設定されている有害成分(ヒ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛)に係る規格と同様の規格を設定することとする。

(2) その他の制限事項

下水汚泥に由来するものの燃焼灰を原料として使用するものについては、同じ原料を使用する汚泥肥料と同様に、植害試験の調査を受けた結果、害が認められないものであることとする。

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果通知を受けた上で、公定規格の改正手続を開始する。

※肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（抜粋）
 （昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）

三 加里質肥料

（1）登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一 く溶性加里 10.0 可溶性けい酸 25.0 く溶性苦土 3.0 二 く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については 1.0 く溶性ほう素については 0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。